

令和5年4月出産分から

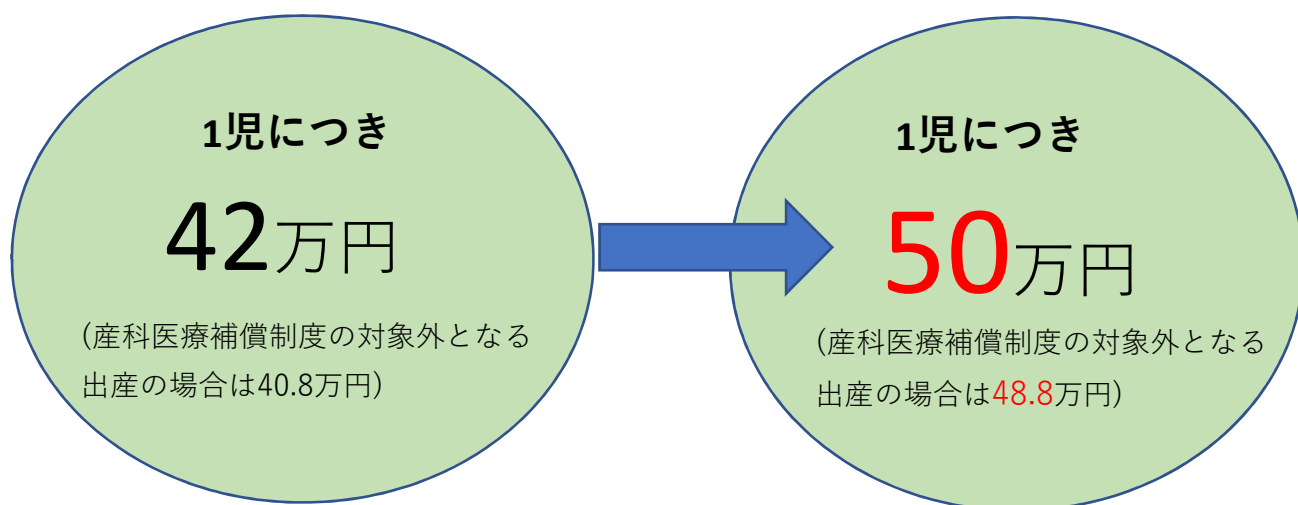
出産育児一時金が引き上げられます！

被保険者や被扶養者が出産された場合、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険組合より出産育児一時金を支給しております。

政府の少子化対策強化の一環として、令和5年4月から妊娠4ヵ月(85日)以上の方が出産した場合(早産・死産・流産を含む)1児あたりの支給額が、現行の42万円から50万円に引き上げとなります。出産育児一時金は平成6年10月に創設され、出産費用の増加に伴い引き上げられてきましたが、今回の8万円の引き上げは過去最大幅となっております。

～令和5年3月

令和5年4月～



※産科医療補償制度…出産に関連して重度脳性麻痺となった場合に補償金を支給する制度

○出産育児一時金の受取方法

医療機関等での窓口負担を軽減する「直接支払制度」の利用が一般的です。

健康保険組合から直接医療機関等へ直接支払いますので、申請の必要はありません。

○出産費用が出産育児一時金未満だった場合

健保組合より被保険者へ差額をお振込みします。(申請の必要はありません。)

なお、出産育児一時金50万円のうち、1.2万円は産科医療補償制度の掛金となりますので48.8万円を下回った場合に差額支給となります。

ご不明な点がございましたら、健保組合までお問合せください。

しんくみ東海北陸健康保険組合
TEL 052-451-0291

